



地域生活交通の確保に向けた取組事例集 (令和4年3月31日版)



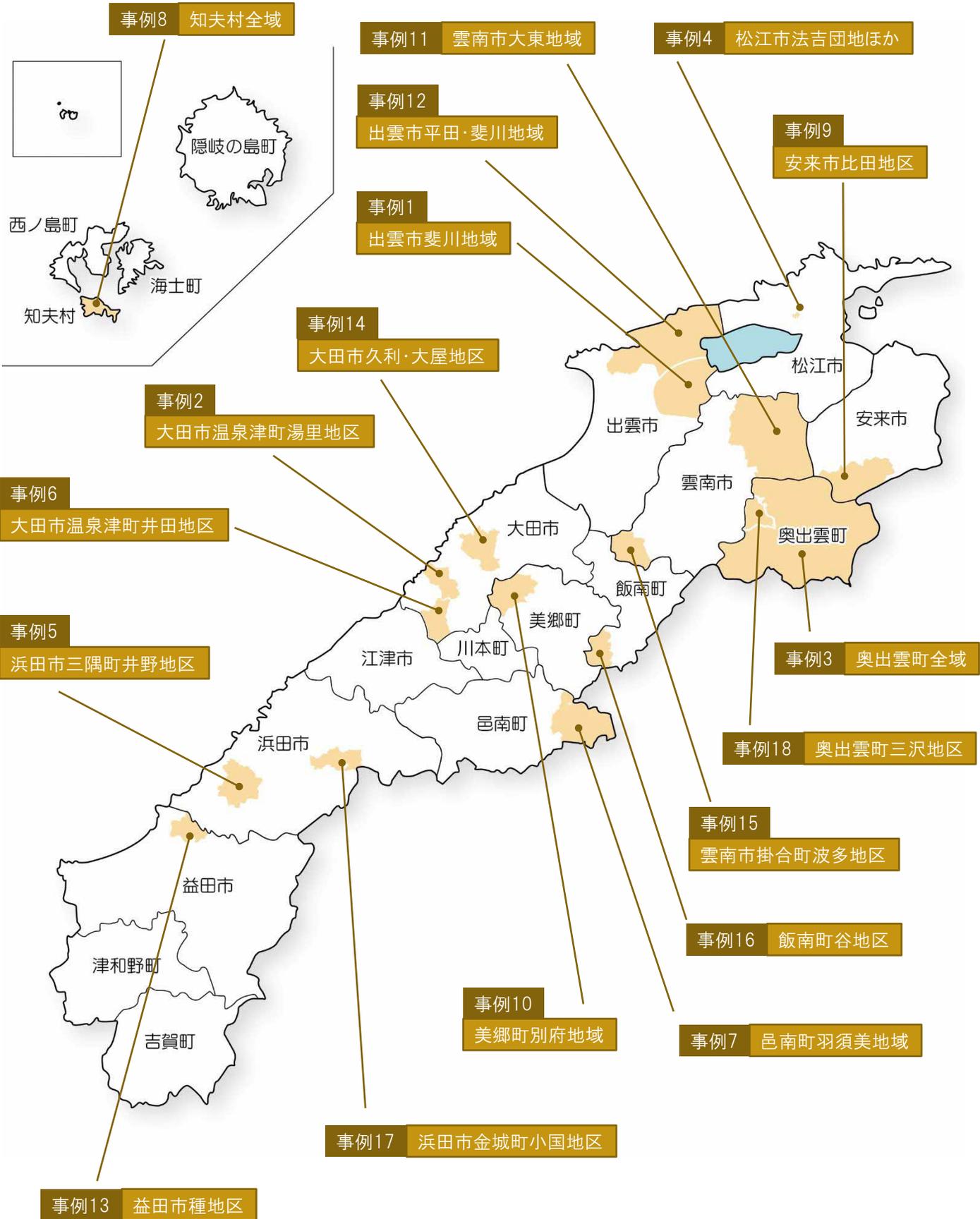
島根県地域振興部交通対策課

掲載している事例

■ 掲載順一覧表

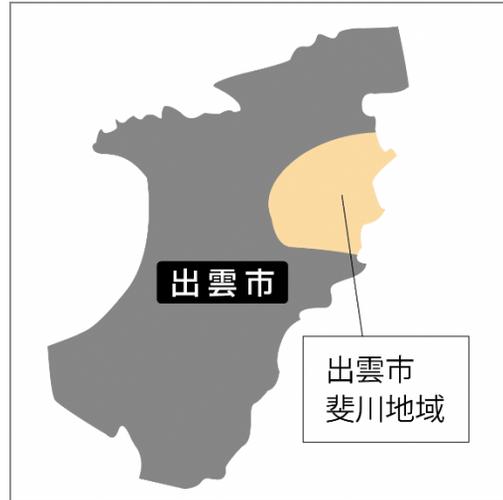
No.	市町村	地域・地区名	団体名、サービスの名称・愛称	運行形態						
				道路運送法第4条	交通空白地有償運送	福祉有償運送	4条ぶら下がり	訪問型サービスD	互助による輸送	その他
1	出雲市	斐川地域	デマンド型福祉乗合タクシー「まめながタクシー」	○乗合						
2	大田市	温泉津町湯里地区	湯里あいのリタクシー（湯里地域予約乗合タクシー運営協議会）	○乗用						
3	奥出雲町	全域	高齢者タクシー運賃助成事業・高齢者生活交通サポート事業	○乗用						タクシー運賃助成
4	松江市	法吉団地ほか	グリーンスローモビリティ「Re×hope(リホープ)」（社会福祉法人みずうみ）		○				○	
5	浜田市	三隅町井野地区	井野っ地号（まちづくり推進委員会INO）		○					
6	大田市	温泉津町井田地区	井田いきいきタクシー（井田いきいきタクシー運営協議会）		○					
7	邑南町	羽須美地域	はすみデマンド（NPO法人はすみ振興会）		○					
8	知夫村	全域	一般社団法人ぐるーり知夫里島		○					
9	安来市	比田地区	えーひだ交通運営協議会		○			○		
10	美郷町	別府地域	NPO法人別府安心ネット		○	○		○		
11	雲南市	大東地域	NPO法人ほっと大東			○				
12	出雲市	平田・斐川地域	NPO法人たすけあい平田				○			
13	益田市	種地区	種むらづくり推進協議会					○	○	
14	大田市	久利・大屋地区	久利・大屋地区小さな拠点づくり推進協議会						○	
15	雲南市	掛合町波多地区	たすけ愛号（波多コミュニティ協議会）						○	
16	飯南町	谷地区	せせらぎ号（谷自治振興会）						○	
17	浜田市	金城町小国地区	小国地区買い物タクシー	○乗用						買い物支援・移動販売
18	奥出雲町	三沢地区	地域マーケットの運営と移動販売車「ともに号」・お試し乗合便「さんさん号」の運行（NPO法人ともに）	○乗用					○	買い物支援・移動販売

■ 対象地域一覧図



基本情報

運行形態・事業内容	道路運送法第4条(乗合)	交通空白地有償運送	福祉有償運送	4条ぶら下がり	訪問型サービスD	互助による輸送	その他
地域の概況 (R2年国勢調査)	当該市町村		対象地域・地区				
	人口	高齢化率	人口	高齢化率			
	172,775人	30.2%	29,042人	28.3%			



取組のポイント

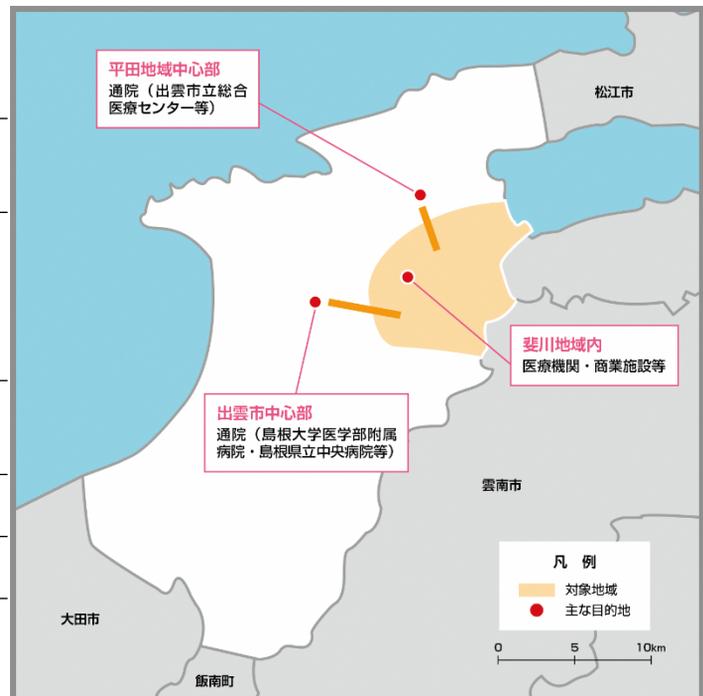
- ① 自宅の玄関口まで送迎可能なデマンド型乗合タクシーを地域全体に導入
- ② 対象者は、斐川地域に居住する高齢者等の外出が困難な市民に限定
- ③ 医療機関等への交通手段を確保することで、移動困難者等の自立支援を図る

取組の経緯

- 出雲市斐川地域は平野部の穀倉地帯となっており、田園の中に家屋が点在する典型的な散居村集落となっている。定時定路線の乗合バス等を導入した場合、地理的特性により利用者宅からバス停までの距離が離れてしまう場合が多いため利便性の確保が難しく、利用者の増加を図ることは困難であった。
- 路線定期運行の乗合バス路線が撤退して以来、長年、地域内の公共交通機関はJRのみであった。
- このことから、地域特性を考慮し、事前に利用者登録をした方を対象に、区域運行によるデマンド型乗合タクシーを平成16年より新たに導入した。

運行サービスの概要

運行形態・事業内容	道路運送法第4条に基づく許可一般乗合旅客自動車運送事業(区域運行)
実施主体	出雲市(タクシー事業者へ運行委託)
運行区間又は区域(右図)	①斐川地域内の医療機関・商業施設・公共施設等 ②斐川地域外の総合病院(3か所、乗り継ぎが必要)
利用対象者	斐川地域に居住する高齢者等の外出が困難な市民
運行日・時間帯	月曜日～金曜日
運行便数	一日あたり7便
運賃又は運送の対価	一乗車につき300円 ※斐川地域外へは300円加算

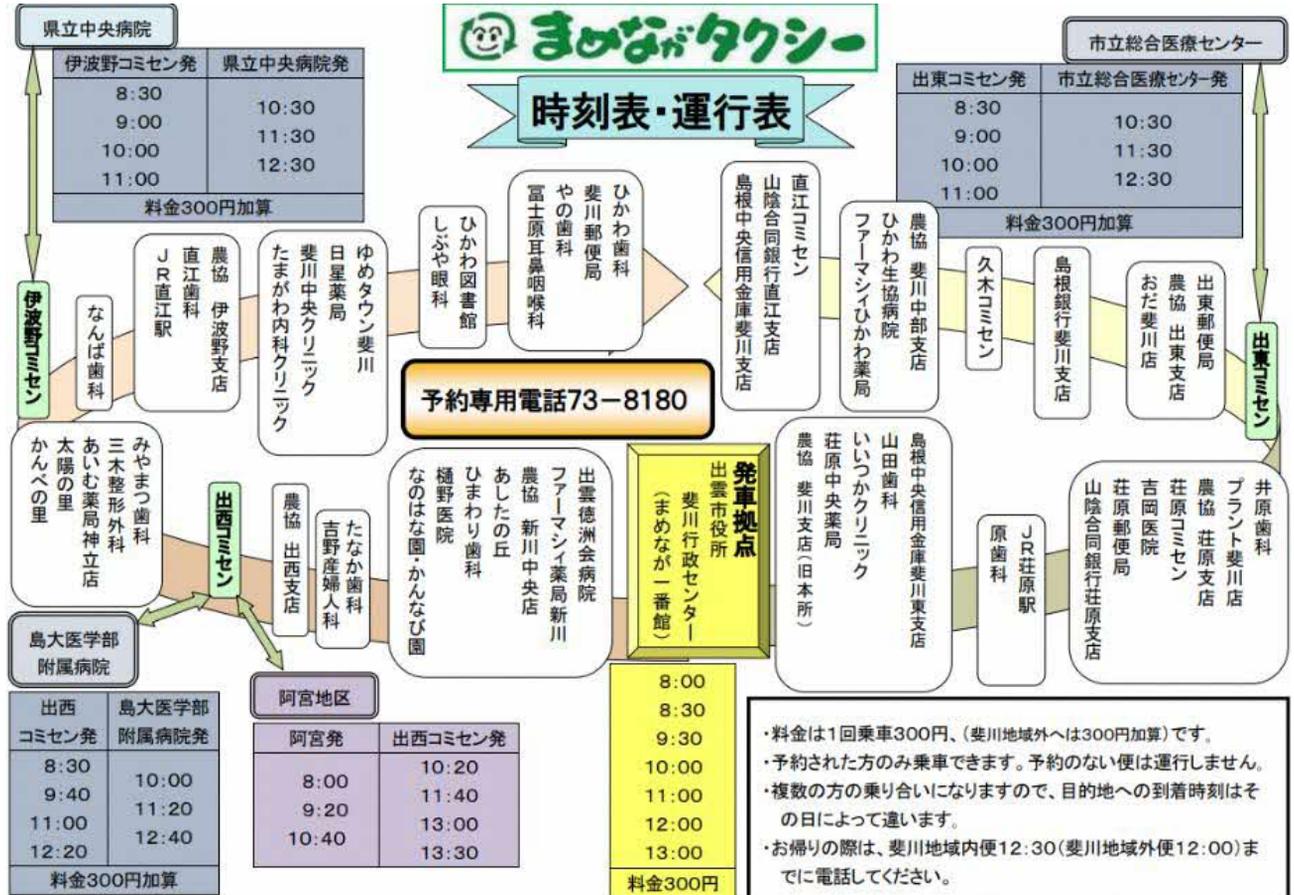


□ 運行体制・利用方法

車両台数と保有主体	運行委託先のタクシー事業者が保有するワゴン車
運転者	運行委託先のタクシー事業者の乗務員
事前の利用登録	必要
利用方法	前日の15時までに電話予約

□ 利用状況(令和2年度実績)

利用登録者数	950人
延べ利用者数	4,725人
年間運行回数	2,457回
平均乗車人数	1.9人/便



図：時刻表・運行表

取組の成果・効果

- 利用対象者を、斐川地域在住の①65歳以上の方、②障がい者手帳所持者、③介護者(利用者と同乗の場合のみ)のいずれかに該当する方としている。外出が困難な市民の医療機関等への交通手段を確保することで、自立支援や閉じこもり防止による疾病の重症化や寝たきりの予防、家族の負担軽減など、地域住民の福祉向上につながっている。

今後の展開

- 「まめながタクシー」の利用登録者のうち、未利用者に対してニーズ等の調査を実施し、利用率向上のための促進策を検討する。
- 「まめながタクシー」の目的地の追加や運行時間の変更等について、地域から要望が出ていることから、運行事業者と相談をしながら対応を検討している。



写真：運行車両

基本情報

運行形態・事業内容	道路運送法第4条(乗用)	交通空白地有償運送	福祉有償運送	4条ぶら下がり	訪問型サービスD	互助による輸送	その他
地域の概況 (R2年国勢調査)	当該市町村		対象地域・地区				
	人口	高齢化率	人口	高齢化率			
	32,846人	40.4%	373人	55.2%			



取組のポイント

- ① 事務局を湯里地区社会福祉協議会に設置し、予約型あいのりタクシーを導入。
- ② 複数人での相乗りにより利用者負担を軽減するため、事務局で予約調整を行うとともに、利用料金の一部を助成。
- ③ 交通手段を持たない高齢者等の通院等の移動手段として利用されている。

取組の経緯

- 湯里地域の大部分が交通空白地域であったことから、合併前は、バス停から1 km以上離れ、かつ、75歳以上の住民を対象にタクシー利用券が交付されていた。
- 合併に伴いタクシー利用券制度が廃止されたことから、新たに地域独自で運賃補助型のあいのり(乗用)タクシーを導入。
- 住民や地域団体の支援を受けながら、自主運営により実施。

H19年度 大田市市民提案型協働モデル事業を活用し、アンケートの実施や事業実施団体の組織づくり、試験運転を実施
H20年4月 運行開始(助成額:旧瀬摩郡内100円、旧瀬摩郡外200円)
H22年4月 助成額の拡大(旧瀬摩郡内200円、旧瀬摩郡外400円)

運行サービスの概要

運行形態・事業内容	タクシー(乗用)への乗り合わせ
実施主体	湯里地域予約乗合タクシー運営協議会 運行はタクシー事業者へ委託
運行区間又は区域(右図)	温泉津町湯里地区~温泉津町中心部
利用対象者	地域住民(年齢等の制限無し)
運賃又は運送の対価	一乗車につき旧瀬摩郡内は200円、旧瀬摩郡外は400円を助成(差額は利用者負担)
タクシー利用券の交付枚数	200円×40枚を年2回まで交付(2回目は追納500円が必要)



□ 運行体制

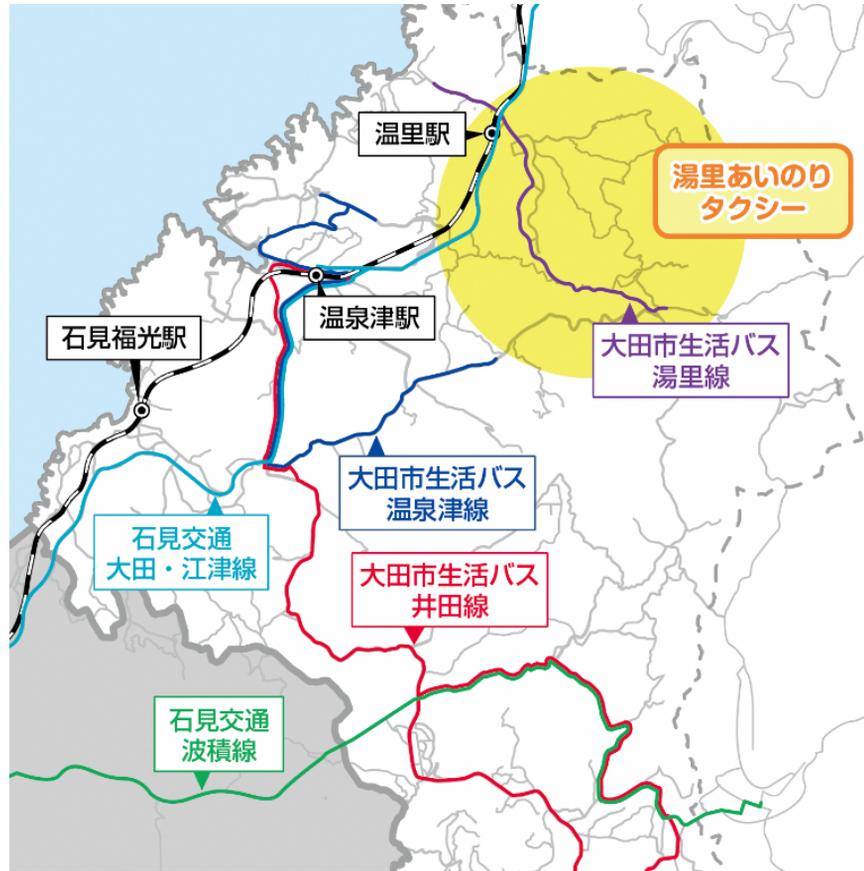
車両台数と保有主体	タクシー事業者の保有車両（セダン又はジャンボタクシー）
運転者	タクシー事業者の乗務員
事前の利用登録	必要（年会費500円）
利用方法	電話予約（1カ月前でも可能）



写真：運行車両

□ 利用状況(平成30年度実績)

利用登録者数	75人 ※うち実利用者数：75人
年間運行回数	1,000回
タクシー券利用者数	1,845枚
平均乗車人数	1.8人/便



図：対象地域

取組の成果・効果

- 介護予防事業支援の利用者の利便性の向上、拡大に繋がった。
- 通院や買い物など、特に高齢者の日常生活を支える移動手段となっている。

今後の展開

- 昨年度、元気会（高齢者通いの場）の発足により週1回の団体利用があり、多人数が効率よく利用する機会が増えたが、全体的にみると複数人での乗り合わせが減少し利用者負担が大きいため、事務局で利用調整を引き続き行う必要がある。
- 財政基盤の確立のため、賛助会員の募集（帰省客、同窓会）など、安定的な運行が実施できるような取り組みが必要である。
- 各種支援制度の活用や利用者負担の抑制、将来にわたって維持できる地域交通の仕組みづくりへの検討が必要である。

基本情報

運行形態・ 事業内容	道路運送法 第4条(乗用)	交通空白地 有償運送	福祉 有償運送	4条 ぶら下がり	訪問型 サービスD	互助による 輸送	タクシー運賃 助成
地域の概況 (R2年 国勢調査)	当該市町村		対象地域・地区				
	人口	高齢化率	人口	高齢化率			
	11,849人	43.3%	11,849人	43.3%			



取組のポイント

下記2事業の組み合わせにより、高齢者等の日常生活に必要な移動手段を確保

① 高齢者生活交通サポート事業

自家用車を持たない高齢者等を対象に、町内のバス・タクシー、宅配サービスを利用するときに見える利用券を配布

② 高齢者タクシー利用助成事業

上記サポート事業の対象者のうち、バスの利用が困難な方等を対象に、タクシー利用金額の一部を町が助成

取組の経緯

- 平成17年10月から高齢者生活交通サポート事業を開始。年5,000円分：額面200円券×25枚綴りのタクシー利用券を配布。
- 平成25年10月に金額を増額。（年10,000円分：額面200円券×50枚綴り）
- 平成27年6月から高齢者タクシー利用助成事業を開始。生活交通サポート事業の対象者で、バス停まで400m以上離れている方、又は、足腰等の具合が悪く歩行が困難な方をカバー。

運行サービスの概要

高齢者生活交通サポート事業

対象者	助成（配布）額	配布回数
70歳以上の高齢者で世帯員のいずれもが自家用車を持たない方	額面200円（50枚綴り）×1冊 計10,000円分	毎年1回
運転免許証を自主返納した65歳以上の方	額面200円（50枚綴り）×2冊 計20,000円分	毎年1回（3年間のみ）

高齢者タクシー利用助成事業

メーター運賃	本人負担額	助成額
2,000円未満	1/2	1/2
2,000円以上5,000円未満	1,000円	メーター運賃から1,000円を差し引いた額
5,000円以上の町外	メーター運賃から4,000円を差し引いた額	4,000円



写真：運行車両

□ 利用状況

高齢者生活交通サポート事業（平成29年度実績）

対象者数	505人
配布枚数	25,256枚
利用枚数	17,037枚
利用率	67.5%

高齢者タクシー利用助成事業（平成30年度実績）

対象者数	143人
利用者数	98人
配布人数に対する利用率	88.5%
配布枚数	6,728枚
利用枚数	2,069枚
配布枚数に対する利用率	30.7%

取組の成果・効果

- 高齢者等の経済的負担の軽減や日常生活の利便性の向上
- 路線バス利用可能者と利用困難者の不公平感の解消（タクシー利用助成）
- 路線バス利用困難な住民の通院等の金銭的、精神的負担を軽減し、また、別居親族の負担を軽減（タクシー利用助成）

今後の展開

- 要件を満たし交付を希望する方を対象にタクシー利用助成事業を実施しているが、概ね片道1,000円となる負担は、高齢者にとって多額の出費と考えられ、配布枚数に対する利用率が30%と低い状況が続いている。
- 一方で、利用率を上げるために助成額を増やせば、町の財政負担も増加するため、今後どのようにして高齢者の移動手段を確保すべきか、検討する必要がある。

基本情報

運行形態・事業内容	道路運送法第4条(乗合)	交通空白地有償運送	福祉有償運送	4条ぶら下がり	訪問型サービスD	互助による輸送	その他
地域の概況 (R2年国勢調査)	当該市町村		対象地域・地区				
	人口	高齢化率	人口	高齢化率			
	203,616人	29.7%	3,313人	26.8%			



取組のポイント

- ① 幹線道路から少し離れた位置にある法吉団地等を対象地域として、グリーンスローモビリティを活用し、公共交通の補完的な役割を担うもの。
- ② 高齢者や障がい者など、日常の移動に不便さを感じている方に対して、地域内での送迎を行い、地域生活の足を守ることを目的とする

取組の経緯

- 対象地域は松江駅から北西に約4kmの郊外に位置し、昭和50年代から平成にかけて造成された3団地。団地間には地域内の小さな生活拠点として、食料品店やATM、喫茶店、老人ホーム等が集積。
- 団地のため高低差があり、自家用車を所有しない高齢者等にとっては、荷物を持ちながらの移動は大きな負担となっており、利用しやすいモビリティの確保が課題となっている。

H30年7月～8月 地域への事前説明、事前アンケート
 H30年9月～12月 実証運行（4人乗り1台、7人乗り1台）
 H31年1月～ 実証運行結果の取りまとめ、各種団体への報告・視察対応等
 R1年5月 本格運行（7人乗り1台）
 R2年4月～ 有償運行（9:30-12:30は無償、12:30-13:30は100円）

運行サービスの概要

運行形態・事業内容	9:30-12:30は互助による輸送、12:30-13:30は交通空白地有償運送
実施主体	社会福祉法人みずうみ
運行区間又は区域(右図)	法吉団地、比津が丘団地、うぐいす台団地
利用対象者	地区住民
運行日・時間帯	月曜日～金曜日 ※土日祝日は視察・イベント対応のみ
運行本数	予約に応じて運行
運賃又は運送の対価	互助による輸送は無償 交通空白地有償運送は一乗車あたり100円



□ 運行体制

車両台数と保有主体	実施主体が保有する7人乗りのグリーンスローモビリティ1台
運転者	実施主体の職員
事前の利用登録	必要（在宅ステーション内基地局へ来訪又は電話）
利用方法	電話予約（当日から一週間前後まで）



写真：運行車両

□ 利用状況

実証実験期間中（平成30年9月2日～同年12月16日）

延べ利用者数	2,558人 ※イベントでの利用者数を含む
一日あたり平均利用者数	法吉団地2.9人、比津が丘団地10.2人、うぐいす台団地6.6人

有償運行期間中（令和2年4月1日～令和3年12月末）

利用登録者数	366人（R3年12月末時点）
延べ利用者数	3,176人
一日あたり平均利用者数	約7.4人

- 職員を中心に、障がい者の施設外就労及び地域のボランティア等が担う。
- 湊北台リホープストアの買物支援に併せて、移動支援を行っている。
- IoT機器（ライブカメラ等）により、日々の運行状況をデータとして把握。
- 民間事業者に協賛広告等を募り、地域の実情を踏まえた上で、持続的な運行体制を構築することが重要。

ReXhope利用例

Aさん 法吉団地在住	Bさん 病院に通う	Cさん 午後からお出かけ
自宅から電話を掛ける ↓ ReXhopeが自宅まで迎えに来る	自宅から電話を掛ける ↓ ReXhopeが自宅まで迎えに来る	自宅から電話を掛ける ↓ ReXhopeが自宅まで迎えに来る
利用者カードを提示する ↓ 保育園に居る孫に忘れ物を届けに行く	利用者カードを提示する ↓ ★病院に到着するの時間から分らないので再発着 ↓ ★ポイント1 短時間の利用なら進むまでReXhopeがお待ちします。	利用者カードを提示する ↓ ★午後のお車のため、運賃の100円を払う ↓ ハローで買い物 ↓ ★ポイント2 12:30-14:00のご予約の場合運賃として100円を払えます
★すぐに帰るため、行きReXhopeにそのまま乗る ↓ 自宅に到着	★すぐに帰るため、行きReXhopeにそのまま乗る ↓ 自宅に到着	★すぐに帰るため、行きReXhopeにそのまま乗る ↓ 自宅に到着

例えば、次のようなお店・施設に行くことができます！

比津が丘簡易郵便局	はまださんばつや	ケアハウスはなうみ苑
しみず内科クリニック	美容室ウィング	みずうみ保育園
比津が丘保育園	平成メモリアルパーク	みずうみ第二保育園
蒲池歯科医院	カフェ太郎	
比津が丘薬局	ウェルネス春日店	
ミニショップまごころ	特別養護老人ホームうぐいす苑	
ハートピアハロー	特別養護老人ホームすまいる苑	
	障がい者支援施設シリウス苑	

図：ReXhope利用例（出典：社会福祉法人みずうみWebサイト）

取組の成果・効果

- 高齢者が安心して移動できる手段として高く評価され、団地内の移動手段の確保に寄与。
- 外出がしやすくなったことで、利用する高齢者から「元気になった」との声も。
- バス停までの移動を担うことで、バス利用の促進にも寄与。

今後の展開

- 持続可能な取り組みとなるようR2年4月から一部有償化（交通空白地有償運送の継続的な更新）
- スマートスピーカー等のIoT機器による予約受付システムの構築
- 冬期運休時の代替移動支援、緊急時の対応、急な運休時の対応等
- 法人としては、中海・宍道湖・大山圏域における、まちあるき・観光バリアフリーの推進に向けて、グリーンスローモビリティ活用の可能性について協力・連携を深める。

基本情報

運行形態・事業内容	道路運送法第4条	交通空白地有償運送	福祉有償運送	4条ぶら下がり	訪問型サービスD	互助による輸送	その他
地域の概況 (R2年国勢調査)	当該市町村		対象地域・地区				
	人口	高齢化率	人口	高齢化率			
	54,592人	35.8%	597人	60.3%			



□ 取組のポイント

- ① バス停までの移動が困難な高齢者のための移動手段として、ドアツードア型の交通空白地有償運送を導入。
- ② 利用登録者数増加に向け全戸訪問を実施。
- ③ 島根県の「小さな拠点づくり」の取組と連携し、県と市がそれぞれの機関の機能と役割に応じた支援を実施。

□ 取組の経緯

- 井野地区内には、市の生活路線バスが運行しているが、曜日運行の定時定路線バスであり、地区内には最寄りのバス停から500m以上離れている家屋も点在。
- まちづくり推進委員会INOの中に「交通運営委員会」を立ち上げ、事業の継続性等を考慮して公共交通空白地有償運送の導入を決定。
 - H28年8月 高齢者を中心としたヒアリングの実施（県立大学の学生と共同で実施）
 - H29年10月 無償による試行運行開始
 - H30年 2月 浜田市有償運送運営協議会において関係者協議
 - H30年 3月 島根運輸支局へ公共交通空白地有償運送の登録
 - H30年 4月 井野地区公共交通空白地有償運送（井野っ地号）の本格運行開始
 - H31年 6月 経由地の設定、井野地区内の輸送便の設定等の運行改善を実施

運行サービスの概要

運行形態・事業内容	交通空白地有償運送
実施主体	まちづくり推進協議会INO
運行区間又は区域（右図）	井野地区～三隅町中心地区
利用対象者	地区住民とその親族及び同伴者
運行日・時間帯	平日のみ（井野地区内の輸送は、土日祝日に開催される地域内行事等に合わせて運行）
運行本数	三隅行き：8時発・9時発の2便、井野行き：10時半発・11時半発・12時半発の3便
運賃又は運送の対価	井野地区～三隅町中心地区片道500円、地区内片道300円



□ 運行体制

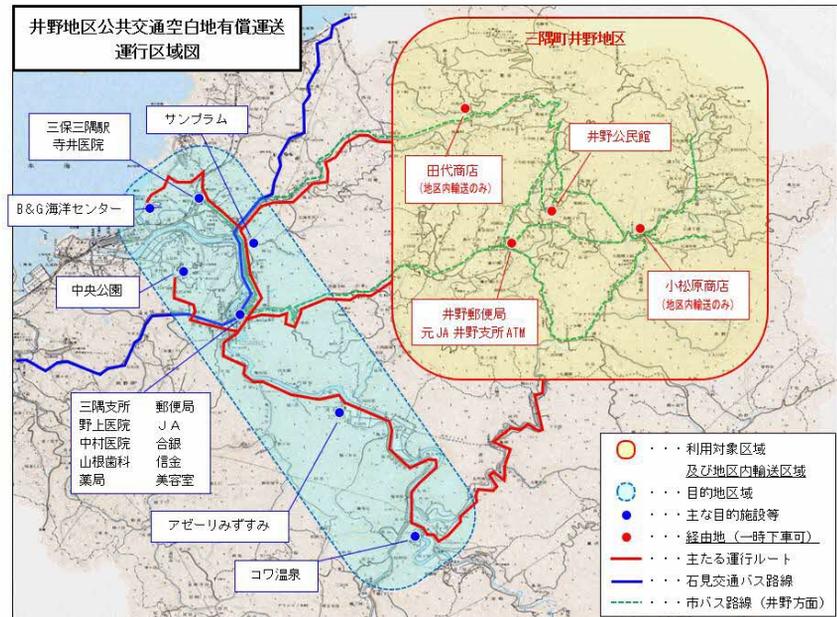
車両台数と保有主体	実施主体が保有するワゴン車2台（市から無償貸与）、住民保有の予備車（軽自動車）2台、計4台
運転者及び人数	地域住民（登録者約30名）
運転者への報酬	三隅方面1,000円/便 井野地区内500円/便
事前の利用登録	必要
予約方法	前日までに電話で予約



写真：運行車両

□ 利用状況(令和3年度実績)

利用登録者数	198人 (R4年3月時点)
延べ利用者数	893人



図：運行区域

取組の成果・効果

- 三隅中心部へのドアtoドアの移動手段を導入し、車いす対応車を導入したことで、体の不自由な方の移動支援が可能となった。
- 運行開始年度の夏に約1カ月の期間をかけて、運営委員と自治会長又は民生委員の2人一組で全戸訪問を行い利用登録を呼びかけた結果、利用登録者数がそれまでの160名から約190名に増加した。
- 現在は協力者も増え、地域全体で支える体制が整いつつある。

課題と今後の展開

- 収支は赤字であり、まちづくり推進委員会INOに交付される市の「まちづくり総合交付金」の一部で補填している。将来にわたって安定的な運営を行うため、財源と運転手の確保が必要となる。
- 地区内を運行する市の生活路線バスを含めて、井野地区全体の交通網のあり方（路線の存廃、役割分担等）を引き続き考えていく。
- 福祉有償運送の導入に向け、ニーズの把握や運行体制の検討を行う必要がある。
- 引き続き利用者数の増加を図るとともに、野菜出荷などの貨客混載による収益向上などについても検討を進める。

基本情報

運行形態・事業内容	道路運送法第4条	交通空白地有償運送	福祉有償運送	4条ぶら下がり	訪問型サービスD	互助による輸送	その他
地域の概況 (R2年国勢調査)	当該市町村		対象地域・地区				
	人口	高齢化率	人口	高齢化率			
	32,846人	40.4%	485人	55.5%			



取組のポイント

- ① 過疎地における生活交通の確保策として、AIを活用した配車・予約制御システムを備えた、月定額で乗り放題となる「定額タクシー」の実証実験を実施
- ② 運行状況確認、予約及び決済が可能なMaaSアプリを開発し、貨客混載や生活サービス等との連携の仕組みを構築

取組の経緯

- 市内でも特に人口減少と少子高齢化が進んでいる井田地区では石見交通や大田市生活バスが運行されているが、いずれも本数が少なく、生活バスはスクールバス機能を中心とした経路・時刻のため不便であったため、平成27年3月から半年間、デマンド交通の試験運行を行った。
- 利用者数の見込みが目標を下回ったため試験運行は半年間で終了となったが、住民の声や国の支援等を踏まえ、本事業の実施に至った。

H27年5月	大田市地域公共交通網形成計画策定
H28年3～8月	デマンド交通の試験運行を実施（1乗車につき200円）
R1年6月	国土交通省の「新モビリティサービス推進事業」先行モデル事業に選定
R1年11月12日	「井田いきいきタクシー」の実証運行を開始
R4年4月	タクシー事業者の廃業に伴い、自家用有償旅客運送による運行開始

運行サービスの概要

運行形態・事業内容	道路運送法第4条に基づく許可一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）
実施主体	井田いきいきタクシー運営協議会
運行区間又は区域（右図）	井田地区内、井田地区～温泉津町中心部、井田地区～主要交通結節点（駅・バス停）
利用対象者	地区住民
運行日・時間帯	月曜日～金曜日の8時半～16時半
運行本数	予約に応じて運行
運賃又は運送の対価	一か月乗り放題3,300円



□ 運行体制

車両台数と保有主体	ヴィッツ1台（リース車両）
運転者及び人数	実施主体が雇用する運転者1名 ※R3年度まで運行していたタクシー事業者の元乗務員
事前の利用登録	必要
保険	実施主体が付保
利用方法	電話予約（スマホ予約にも対応）
運行管理体制	井田まちづくりセンターの職員が 予約受付・配車を行う



写真：運行車両

□ 利用状況(令和3年度実績)

利用登録者数	26人 ※R4年3月1日時点
利用者数	1,245人
年間運行回数	868回
平均乗車人数	1.4人/便



図：運行区域

取組の成果・効果

- 通院や買い物など、特に高齢者の日常生活を支える移動手段となっている。
- 利用登録者から、住民同士で連れ立って温泉津温泉へ行く機会が増えた等、外出頻度が増加したという声がある。
- 地区外の住民から、「自分たちの地区でも運行してほしい」という声がある。

課題と今後の展開

- 運行開始から利用登録者数は横ばい～漸増傾向にある。スマートフォンアプリでの予約とAIによる配車について住民への周知の強化が必要。
- 財政基盤の確立のため、住民への周知や運行区域の拡大による利用登録者の増加等、安定的な運行が実施できるような取り組みが必要。
- 地区内の「小さな拠点」である井田まちづくりセンターと連携した「小さなビジネスづくり事業」（県補助事業）により、高齢者の外出促進を図る仕掛けづくりが必要。
- 各種支援制度の活用や利用者負担の抑制、将来にわたって維持できる仕組みづくりへの検討が必要。

基本情報

運行形態・事業内容	道路運送法第4条	交通空白地有償運送	福祉有償運送	4条ぶら下がり	訪問型サービスD	互助による輸送	その他
地域の概況 (R2年国勢調査)	当該市町村		対象地域・地区				
	人口	高齢化率	人口	高齢化率			
	10,163人	45.1%	1,232人	56.8%			



取組のポイント

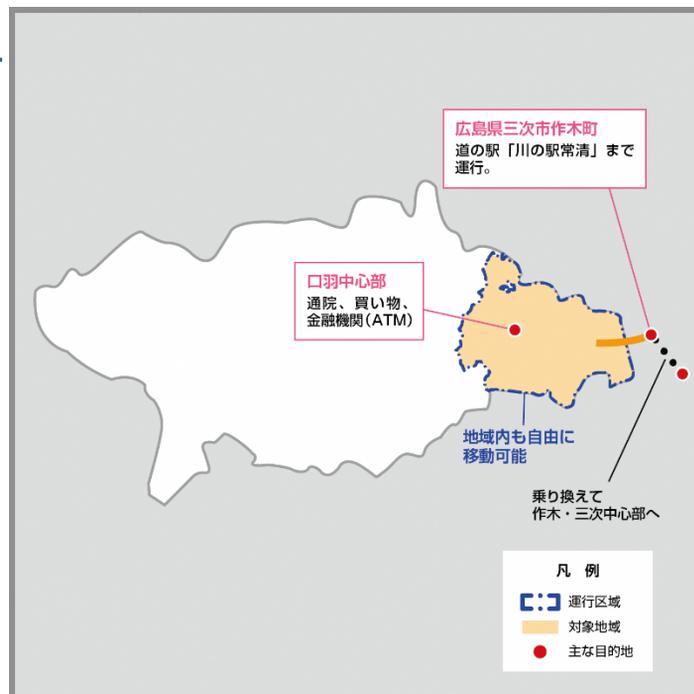
- ① 地域が主体となって運行主体を設立し、交通空白地有償運送を実施
- ② 地域住民の意見や要望を踏まえて、運送の区間の追加やWeb予約・配車システム導入といったサービス改善策を展開

取組の経緯

- 羽須美地域の口羽地区では、「口羽をてごおする会」が主体となって、町の補助事業や県のモデル事業等の支援を受けながら、地域自治関係事業、農業関係事業、日常生活関係事業に取り組んでいた。
- 「明日が見える・地域が輝く邑南戦略（邑南町版まち・ひと・しごと創生総合戦略）」（平成27年10月策定）に基づき策定された地区別戦略を踏まえ、平成29年2月から移動手段確保策を検討開始。
 - H30年7月 運行主体として「NPO 法人はすみ振興会」を設立
 - H31年2月 邑南町地域公共交通会議で、「NPO法人はすみ振興会」による自家用有償旅客運送の実施を含む邑南町地域公共交通網形成計画が承認
 - H31年4月 「はすみデマンド」の運行開始
 - R2年4月 三江線代替交通「宇都井口羽線」「引城地区運行」「江平上ヶ畑区域運行」が廃止され、はすみデマンドが運行を引き継ぎ
 - R2年7月 邑南町、JR西日本及び電脳交通と連携してWeb予約・配車システムを導入

運行サービスの概要

運行形態・事業内容	交通空白地有償運送
実施主体	NPO法人はすみ振興会
運行区間又は区域（右図）	羽須美地域内 羽須美地域～川の駅常清
利用対象者	住民及び町外からの来訪者
運行日・時間帯	年始を除く毎日、8時～19時
運行本数	予約に応じて運行
運賃又は運送の対価	乗車一回あたり200円から500円までの距離制



□ 運行体制

車両台数と保有主体	運転者による持ち込み（車検費用は個人負担） ※他に町からの無償借り上げや運行主体が保有する常備車両が3台あり
運転者及び人数	約60名 ※うちR3年度の実働は約10名
運転者への報酬	実働1時間あたり1,500円 ※土日祝日に運転する場合は割増支給 ほか、車両借り上げ料として走行1kmあたり40円を支払い
保険	個人の保険で賄えない部分は、実施主体が自家用有償旅客運送向けの保険に別途加入
事前の利用登録	不要
利用方法	利用の前日までに、電話又はWebで予約
運行管理体制	運行管理や予約受付は阿須那と口羽の両事務所で、点検業務は地域内の8自治会ごとに設置した点検事務所でそれぞれ実施 一つの事務所で運行管理する車両の台数が5台を超えると、運行管理者の資格要件が必要になるため、事務所ごとに登録する運転者数は最大4人までとしている

□ 利用状況(令和2年度実績)

年間運行回数	約2,800回 (R1年度約1,800回) ※乗り合わせになるのは月1~2回で、ほとんどが個別輸送
--------	---



図：サービス構成（出典：電腦交通（株）Webサイト）

取組の成果・効果

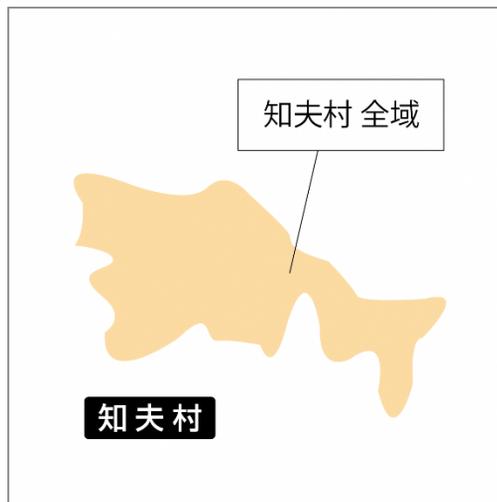
- 石見地域（矢上）や瑞穂地域の医療機関に通院できるようにしてほしいという声がある。
- 三次市の作木診療所には川の駅常清での乗り換えが必要なため、乗り換えずに直接行くことができるようにしてほしいという声がある。
- 利用にあたってのルールを忘れる人が多い。運転者に直接電話したり、当日の朝に予約をしたり、予約を忘れて指定場所で待っていないかたりすることが増えている。
- 電話予約の受付時間帯は平日の13時から16時までであるが、守られていない。朝7時頃から電話をする人や、運転者に電話をする人、土日祝日に電話をする人がいる。
- 赤字体質を続けていくことには不安がある。町としては従前の町営バスに比べて財政負担を低く抑えることができるが、運営側としては、赤字が増えて町に負担がかからないよう工夫をしている。

課題と今後の展開

- JR西日本及び電腦交通と地方型MaaSの社会実験に取り組むにあたり、利用者も運転者もデジタル環境が整っていないことが課題となった。スマートフォンやタブレットとインターネット環境が前提の取組であるが、高齢者の多い中山間地域ではそうした環境整備が不十分である。

基本情報

運行形態・事業内容	道路運送法第4条	交通空白地有償運送	福祉有償運送	4条ぶら下がり	訪問型サービスD	互助による輸送	その他
地域の概況	当該市町村		対象地域・地区				
(R2年国勢調査)	人口	高齢化率	人口	高齢化率			
	634	44.8%	634	44.8%			



取組のポイント

- ① タクシー事業者の廃業を受け、以前から運行していた定時定路線型の路線バス（村営バス）に加えて、村内全域を対象としたデマンド型区域運行を開始
- ② 住民の生活交通としてだけでなく、ビジネスや観光等の目的での島外からの来訪者の移動もカバー

取組の経緯

- 以前から定時定路線型の村営バス（自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送））を運行していたが、「第6次知夫村総合振興計画（2021-2030）」の策定にあたり実施した住民アンケート調査では、村内の交通手段に不満を感じている人の割合が42.9%と高い水準であった。
- 村内唯一のタクシー事業者が令和3年3月末で廃業することを考慮し、令和2年11月から村営バスの便数と停留所を増やしての試験運行を行った。
- 試験運行の結果を踏まえ、村内の高齢者や島外からの来訪者（ビジネス客や観光客等）の移動手段を確保するため、これまで運行していた定時定路線型の村営バスに加えて、村内全域を対象としたデマンド型区域運行（デマンド交通）を令和3年4月から開始した。

運行サービスの概要

運行形態・事業内容	交通空白地有償運送
実施主体	（一社）ぐるーり知夫里島
運行区間又は区域（右図）	知夫村全域
利用対象者	住民及び島外からの来訪者
運行日・時間帯	村営バスは平日のみ デマンド型交通は毎日
運行本数	村営バスは定時定路線型（11便中5便は予約に応じて運行） デマンド型交通は予約に応じて運行
運賃又は運送の対価	村営バスは一乗車100円 デマンド型交通は一乗車10分までごとに500円



□ 運行体制

車両台数と保有主体	村営バス：ハイエース（乗車定員10人）2台 デマンド交通：軽自動車（乗車定員4人）2台
運転者	実施主体の職員
事前の利用登録	不要

□ 利用状況(令和3年度実績)

利用者数	村営バス：2,797人 デマンド交通：2,009人 ※R4年2月末時点
------	---

課題と今後の展開

- 限られた人員で運行しており、ドライバーの高齢化も問題であるが、協同組合YADDO知夫里島の協力を得て、ドライバー等の人材確保を行っていく。

□ 地域の交通事業者との調整状況

- タクシー事業者が令和3年3月末で廃業したため、公共交通機関は村営バスとデマンド交通のみ。
- 令和3年4月より、運送しようとする旅客の範囲に「知夫村に日常の用務を有する者」と「知夫村への来訪者等」を追加したため、ビジネス客や観光客の移動も村営バスとデマンド交通が担っている。

取組の成果・効果

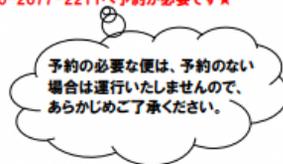
- タクシー事業者の廃業による交通空白を生じさせることなく移動サービスを確保することができた。
- 住民から「便数が増え、利便性が増した」「デマンド交通も安価で利用しやすい」等の声が寄せられている。

第1便 7:20発いそげ接続 ★ご利用される場合は、利用前日17:00までに☎090-2677-2211へ予約が必要です★

停留所	内航船待合所	薄毛バス停	多沢バス停	仁夫バス停	学校前	内航船待合所	古海バス停	内航船待合所
時間	6:20	6:30	6:35	6:43	6:48	6:52	6:59	7:06

第2便 8:05発いそげ接続 ★変更になっています。ご注意ください。

停留所	内航船待合所	仁夫バス停	薄毛バス停	多沢バス停	学校前	内航船待合所	古海バス停	内航船待合所
時間	7:15	7:24	7:35	7:40	7:43	7:46	7:54	8:01



第3便 8:04着いそげ接続 診療所への行き便として便利です

停留所	内航船待合所	学校前	薄毛バス停	多沢バス停	招福苑	診療所	仁夫バス停	美田屋前	診療所	学校前	内航船待合所
時間	8:06	8:10	8:17	8:22	8:24	8:27	8:32	8:33	8:38	8:39	8:43

第4便 8:49着いそげ接続 診療所への行き帰り便として便利です

停留所	内航船待合所	古海バス停	学校前	薄毛バス停	多沢バス停	招福苑	診療所	仁夫バス停	美田屋前	診療所	学校前	内航船待合所
時間	8:50	8:57	9:06	9:13	9:18	9:20	9:23	9:28	9:29	9:35	9:36	9:40

第5便 10:55発しらしま接続 ★乗車30分前までに☎090-2677-2211へ予約が必要です★

停留所	内航船待合所	古海	フェリーターミナル	薄毛バス停	多沢バス停	仁夫バス停	学校前	フェリーターミナル
時間	9:45	9:52	降車専用	10:08	10:13	10:21	10:26	10:30

第6便 10:31着いそげ接続 診療所からの帰り便として便利です

停留所	内航船待合所	学校前	診療所	仁夫バス停	美田屋前	診療所	薄毛バス停	多沢バス停	招福苑	学校前	古海バス停	内航船待合所
時間	10:35	10:39	10:40	10:45	10:46	10:52	10:59	11:04	11:06	11:08	11:17	11:24

第7便 11:30着フェリーくにが接続

停留所	フェリーターミナル	学校前	診療所	仁夫バス停	診療所	多沢バス停	薄毛バス停	学校前	古海バス停	フェリーターミナル
時間	11:35	11:39	11:40	11:45	11:50	11:53	11:58	12:05	12:14	12:21

第8便 12:57着いそげ接続 ★乗車30分前までに☎090-2677-2211へ予約が必要です★

停留所	内航船待合所	古海バス停	学校前	仁夫バス停	招福苑	多沢バス停	薄毛バス停	学校前	内航船待合所
時間	13:00	13:07	13:16	13:21	降車専用	13:29	13:34	13:41	13:45

料金 100円

※中学生以下・障がい者手帳をお持ちの方は無料（降車時に運転手に障がい者手帳をご提示ください。提示がない場合は、通常料金となります。）

第9便 13:47着いそげ接続 ★乗車30分前までに☎090-2677-2211へ予約が必要です★

停留所	内航船待合所	古海バス停	学校前	招福苑	多沢バス停	薄毛バス停	仁夫バス停	学校前	内航船待合所
時間	13:50	13:57	14:06	降車専用	14:09	14:14	14:25	14:30	14:34

★土・日及び祝祭日は運休いたします。

★フェリー及び内航船接続については天候等によりダイヤが変更になる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

第10便 14:36着いそげ接続 ★乗車30分前までに☎090-2677-2211へ予約が必要です★

停留所	内航船待合所	学校前	仁夫バス停	招福苑	多沢バス停	薄毛バス停	学校前	古海	内航船待合所
時間	14:38	14:42	14:47	降車専用	14:55	15:00	15:07	15:16	15:23



↑ 前面に「知夫村営巡回バス」と表示された車両で運行しています！

第11便 17:46着いそげ接続

停留所	内航船待合所	学校前	薄毛バス停	多沢バス停	仁夫バス停	古海	フェリーターミナル
時間	17:47	降車専用	降車専用	降車専用	降車専用	降車専用	降車専用
	●17:55	降車専用	降車専用	降車専用	降車専用	降車専用	降車専用

●[9/1~10/31限定ダイヤ]

図：時刻表（R3年4月～）

□ 運行体制

車両台数と保有主体	東比田…安来市から無償貸与された軽自動車1台（予約が集中した場合は住民の持ち込み車両も使用） 西比田…梅林タクシーから借りた普通乗用車1台
運転者及び人数	約40名（半数が60歳以下）
運転者への報酬	運行一回あたり1,000円 ※H30年度までは無償ボランティアにより運行
事前の利用登録	不要
利用方法	利用の前日までに電話予約
保険	実施主体が付保
運行管理体制	えーひだ交通運営協議会の事務局（常勤3名）が予約受付・配車を担当、24時間対応



写真：運行車両

□ 利用状況(令和3年度実績)

利用者数 492人（うち88人は自家用車借り上げによる輸送）

取組の成果・効果

- 公共交通空白地に居住する住民の交通手段を確保。
- 自宅から交流センターまで送迎することにより高齢者の社会参加を促進。



写真：運行イメージ図

課題と今後の展開

- ドライバーの負担軽減と利用者の利便性向上にどう折り合うか
- 市の負担金頼みではなく、収益を生み出す仕組みの構築
- 協議会とえーひだカンパニーの関係性の維持
- 地域のタクシー事業者との共存共栄
- 交通を利用した別の地域課題の克服に向けた新たな取り組みの実施
- 他団体・事業者との連携
- 冬期間等の悪天候下における安全性の確保するためのルール作り
- 現在の主要なボランティアドライバーを次の世代につなげる活動

基本情報

運行形態・事業内容	道路運送法第4条	交通空白地有償運送	福祉有償運送	4条ぶら下がり	訪問型サービスD	互助による輸送	その他
地域の概況 (R2年国勢調査)	当該市町村		対象地域・地区				
	人口	高齢化率	人口	高齢化率			
	4,355人	47.9%	462人	47.0%			



□ 取組のポイント

- ① 県内初のNPO法人による有償運送
- ② 福祉有償運送による、別府地域から大田市等の医療機関への区域外運行
- ③ 交通空白地有償運送による、別府地域から町中心部の医療機関や商業施設への区域内運行

□ 取組の経緯

- 平成21年に地域おこし協力隊制度の導入に併せて、別府地域の8自治会を合わせた連合自治会として課題の掘り起こしを地域で開始し、美郷町から移動支援をしてはどうかと提案された。
- 町から10人乗りハイエースの提供を受け、平成22年4月から自治会輸送の活動を開始した。島根県の地域おこし協力隊・第1号として配置された3名に、地域内活動として自治会輸送の運転手を依頼。
- バス停留所が集落によっては4~5km離れており、地域内から停留所までバスの時刻に合わせて送迎した。また、公民館でイベントが行われる時も地域の方を送迎していた。

H22年4月 県モデル事業により車両導入、地域おこし協力隊を配置して自治会輸送開始
 H24年4月 NPO法人別府安心ネット設立
 H25年4月 過疎地有償運送、福祉有償運送運行開始

運行サービスの概要

運行形態・事業内容	交通空白地有償運送 福祉有償運送 訪問型サービスD
実施主体	NPO法人別府安心ネット
運行区間又は区域(右図)	交通空白地有償運送は別府地区~美郷町内 福祉有償運送は別府地区~美郷町や大田市等の医療機関
利用対象者	地域住民
運行日・時間帯	平日の8時半から17時まで
運行本数	予約に応じて運行
運賃又は運送の対価	距離制で、1kmあたり65円



□ 運行体制

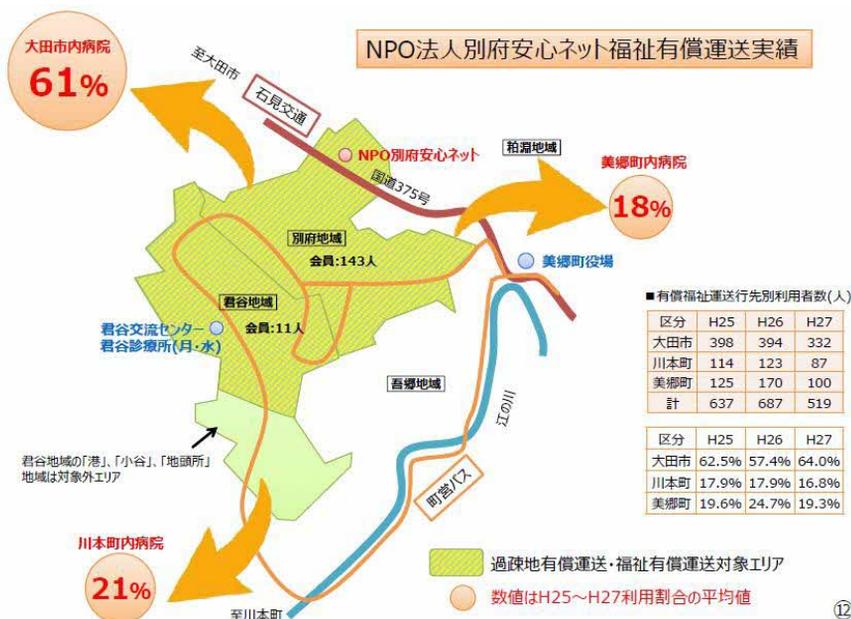
車両台数と保有主体	町から無償貸与された10人乗りハイエース1台、リース車両の軽ワゴン車1台（車いす積載可能）・普通車2台の計4台 全て福祉有償運送と兼用
運転者及び人数	7名、平均年齢は70歳代前半
運転者への報酬	実働1hあたり1,050円
事前の利用登録	必要（会費2,000円/世帯）
利用方法	利用の2日前までに電話予約
保険	ハイエースは町、リース車両は運行主体が負担



写真：運行車両

□ 利用状況(令和3年度実績)

利用登録者数 (会員数)	140世帯 ※R4年3月1日時点
利用者数	1,300人 (うち介護保険対象者が約6割を占める)



写真：運行イメージ図

取組の成果・効果

- 独居、高齢者世帯に対して、買物、通院の際の交通を確保することができた。また、ドアツードアの運行により、利便性の高い交通を確保することができた。
- 地域公共交通会議が始まった当初はバス事業者が難色を示していたが、当時の町長や担当課長が間に入って何度も調整を図ったことでバス事業者の理解を得ることができた。
- 別府地区は、「地域のことは自分達で何とかしよう」と考える人が多く、協力する土台ができていたため、取組がやりやすかった。

課題と今後の展開

- 運送の対価はタクシーの半額以下を基準にしているため、思うような金額をもらうことができない。
- 病院の時間がバラバラなため、最近ではまとまった人数での利用ではなく、1人に対して車1台の個別輸送になっている。サロンへ行く人も居住地が様々なため個別輸送をしており、効率が悪い。
- 運営費の負担が大きく、サービスの方法を考えなければならない。
- いつまでも行政支援に頼るのではなく、自分達の力で運営できるようにしたい。そのためには産直市の品物を充実させて人が集まる場所を確保し、人の移動を活発にすることが必要。

基本情報

運行形態・事業内容	道路運送法第4条	交通空白地有償運送	福祉有償運送	4条ぶら下がり	訪問型サービスD	互助による輸送	その他
地域の概況 (R2年国勢調査)	当該市町村		対象地域・地区				
	人口	高齢化率	人口	高齢化率			
	36,007人	40.1%	11,432人	40.1%			



□ 取組のポイント

- ① 主要事業であるデイサービスに付随するサービスとして、福祉有償運送を15年以上前から展開
- ② 福祉有償運送の赤字は他の事業における収益で穴埋めし、公的支援を受けることなくサービスを提供

□ 取組の経緯

- 介護保険事業としての居宅介護支援事業所のほか、通所介護事業所3か所を運営する一方、会員制による助け合い活動、ミニデイサービス（サロン）、移動困難者を対象とした福祉有償移送を実施。
- また、子育て支援事業として、雲南市からの委託を受け小学生の放課後児童対策事業を行っているほか、独自事業として幼稚園児の預り保育を行っている。

H9年3月 当時の雲南病院（現：雲南市立病院）の退職者が中心となり住民参加型ボランティア団体「ほっと大東」を結成し、送迎を含む高齢者の日常生活の支援を開始

H12年11月 特定非営利活動法人「ほっと大東」設立

H13年1月 「デイサービスほっと」開始

H18年9月 県内4事例目となる福祉有償運送を開始

運行サービスの概要

運行形態・事業内容	福祉有償運送
実施主体	NPO法人ほっと大東
運行区間又は区域（右図）	大東地区と市内及び市外の医療機関等との間
利用対象者	高齢者や障がい者など、単独では公共交通機関を利用することが困難な住民
運行日・時間帯	年中無休 基本的に9時から17時まで
運行本数	予約に応じて運行
運賃又は運送の対価	基本利用料20km未満200円、20km以上400円のほか、1kmごとに150円を加算



□ 運行体制

車両台数と保有主体	福祉有償運送に使用する車両は12台、それ以外のデイサービス送迎等で使用する車両が8台、計20台 福祉有償運送に使用する車両は軽自動車为主
運転者	15名（福祉有償運送を担当するのは半数程度）
運転者への報酬	70歳以上は一回あたり1,000円、70歳未満は1,100円
事前の利用登録	必要
保険	運行主体が負担

□ 地域の交通事業者との調整状況

- 当初はタクシー事業者から反対されたが、運営協議会で利用対象者や運送の対価を協議し理解を得た。その後も毎年協議を重ね、必要に応じて運送の対価等の見直しを行った。
- 運送の対価はタクシーよりも安価であるが、利用者を限定し、サービスの積極的な周知を行わないことで棲み分け（役割分担）を図っている。

利用と収支の状況

□ 利用状況

- 医療機関の診察日である平日と土曜の利用が多い。月や季節による変動は小さい。
- 日曜日は平日に比べると少ないが、施設入所者の一時帰宅等の利用が定期的にある。
- デイサービス送迎の対象者は、要介護認定を受けた方がほとんどである。



写真：運行車両



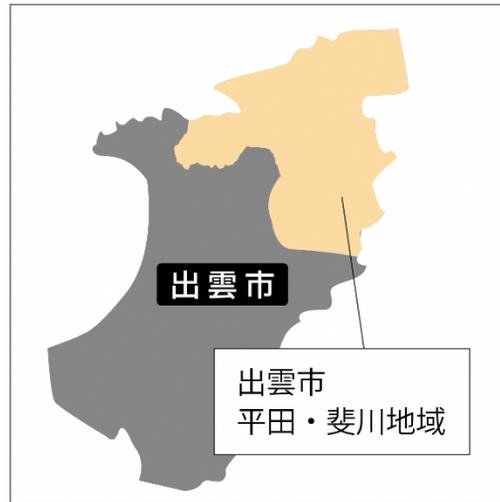
写真：運行の様子
(出典：NPO法人ほっと大東Webサイト)

課題と今後の展開

- 福祉有償運送はデイサービス利用者に必要なサービスとして、現状の形で継続する方針であるが、単体の事業として成り立たない。利用者が限られているため、赤字を他の事業で吸収できているが、サービスに見合った対価が得られていない。
- 展開するサービスの利用者数が全体的に減少していることも課題。今後も高齢化率は上昇するが、高齢者人口は減少に転じる。長期的には、サービスの規模を縮小せざるを得なくなるかもしれない。
- 運転者をはじめ、人材は常に不足している。運転者の高齢化により運転能力の低下が懸念される。
- 運転者の確保にあたっては、職員や近隣住民からの紹介だけでは限界があるため、ハローワークを通じた採用も行っている。しかし、労働時間が限られ、報酬も多くはないため、長期的に従事してもらえる人材の確保に苦労している。

基本情報

運行形態・事業内容	道路運送法第4条	交通空白地有償運送	福祉有償運送	4条ぶら下がり	訪問型サービスD	互助による輸送	その他
地域の概況	当該市町村		対象地域・地区				
(R2年国勢調査)	人口	高齢化率	人口	高齢化率			
	172,775人	30.2%	70,307人	30.3%			



取組のポイント

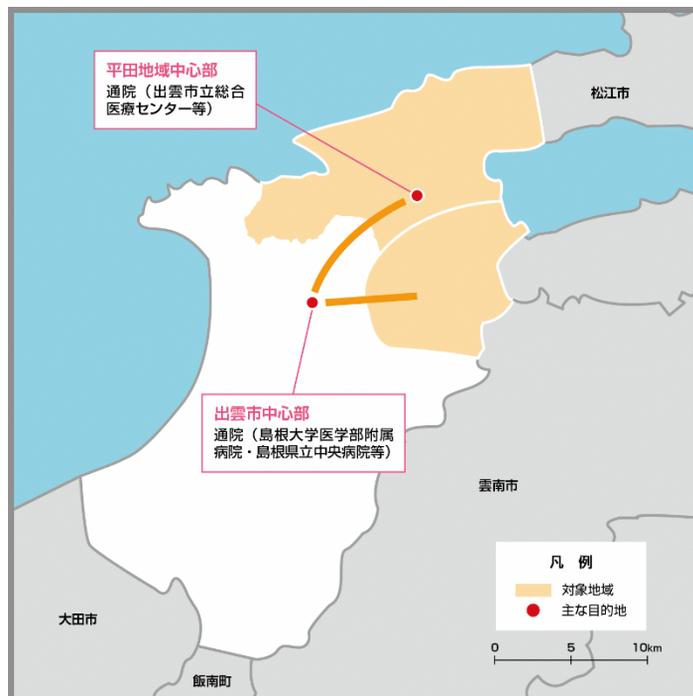
- ① 介護保険開始前から、家事や介護、話し相手、草取り、通院介助など「市民の困った」にきめ細かに対応
- ② 市民の要望に応え、安否確認システム、外出支援のための移送サービス、山陰初の国土交通省認定講習など地域に不足するサービスを創出
- ③ 自家用有償旅客運送の認定講習実施機関として他団体をサポート

取組の経緯

- H4年10月に発足した、「市民同士のたすけあい制度」（話し相手、家事・介護、通院介助及び草取り等のサービスを提供するもの）を土台として、H12年4月に「NPO法人たすけあい平田」を設立して介護保険事業に参入。
 - H16年4月 福祉有償運送や過疎地有償運送（当時）が制度化されたことを踏まえ、福祉有償運送開始の準備に着手
 - H16年12月 セダン型車両での移送サービスも併せて実施したいとの思いから、セダン特区の認定申請を平田市（当時）へ依頼
 - H17年3月 福祉有償運送を諦め、一般乗用旅客自動車運送事業（患者等輸送限定※当時）の許可取得し、4条ぶら下がり許可によるサービスを開始
 - H18年11月 「しまね移送サービス支援センター」を設立し、認定講習機関の指定を受ける

運行サービスの概要

運行形態・事業内容	4条ぶら下がり
運行区間又は区域（右図）	出雲市平田・斐川地域から出雲市内や松江市への通院・外出介助等
利用対象者	平田地域・斐川地域の住民
運賃又は運送の対価	（介護保険利用の場合） 2kmまで400円、3kmまで600円、3km超は180円/kmを加算 （介護保険対象外の場合） 1kmまで500円、2kmまで600円＋ケア料金100円、3km超はと200円/km＋300円/30分を加算 ・車椅子対応：800円/h ・院内介助：20分ごとに600円 ・10km以上の場合送迎料200円



□ 運行体制・利用方法

車両台数と保有主体	事務所の公用車13台、持ち込み車両（白ナンバー）3台 公用車はデイサービス等にも使用可能
運転者	職員11名、住民8名の計19名 定年は75歳
保険	運送主体が全国社会福祉協議会の福祉サービス総合補償と送迎サービス補償に加入 不足分は運転者の任意保険（自己負担）による 持ち込み車両の場合、人身傷害保険5千万円以上の任意保険への加入が要件



写真：運行の様子
(出典：NPO法人たすけあい平田Webサイト)

	介護保険利用の場合	介護保険対象外の場合 (たすけあい移送)
利用者・対象者	NPO法人たすけあい平田と契約した要介護認定者（要支援者・障がい者等）	高齢者や障がい者等で、介護保険外の移送の支援を必要とする人
運転者への報酬	880円/h（時間外+300円/h） 土日祝日に運行する場合は400円、お盆と正月は500円を加算	880円/h（時間外+100円/h）



写真：運行車両



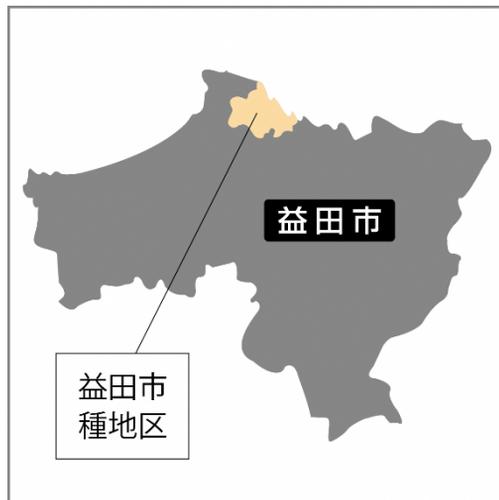
写真：事務所全景

課題と今後の展開

- 高齢化のため人材が不足している。
- 地域公共交通会議や運営協議会など、地域交通に関わる会議のメンバーに入っていない。地域の交通について発言する場が無いので、そういう場に入れてもらいたい。
- 訪問型サービスBやDを出雲市が実施してくれれば活用できる。行政支援があれば、利用料を下げることも可能。
- バスの運行に補助する財源のうち、そのいくらかを移送サービスに充ててもらおうとよい。
- 地域の実情に応じた移送サービスを考える場合の単位は旧市町の範囲が精一杯ではないか。それくらいの範囲であれば、各地域の団体に運営しやすい。住民と民生委員から「移送サービスを実施したい」と相談を受けている地区が平田地域にもあり、新たな団体が生まれた。
- 生活支援と小さな拠点の両方の視点で、旧市町ごとに1か所程度しっかりと組織を作って、そこに行政が支援する仕組みが望ましい。交通と福祉のお金を両方のルールから少しずつもらってくる形が理想である。

基本情報

運行形態・事業内容	道路運送法第4条	交通空白地有償運送	福祉有償運送	4条ぶら下がり	訪問型サービスD	互助による輸送	その他
地域の概況	当該市町村		対象地域・地区				
(R2年国勢調査)	人口	高齢化率	人口	高齢化率			
	45,003人	37.8%	233人	47.6%			



取組のポイント

- ① 地域・行政・大学が連携し、地域の移動ニーズや生活課題をインタビューやアンケート等により丁寧に把握
- ② サービスの企画当初から、訪問型サービスDを活用した移動手段確保策を念頭に事業を組み立て
- ③ 訪問型サービスD（通院等の送迎前後の付添い）のほか、通所型サービスB（利用者宅から通いの場までの送迎）も展開

取組の経緯

- 平成27年頃に、高齢者世帯のリストアップや住民へのインフォーマルインタビュー等を通じて、住民の生活課題や移動の実態やニーズを把握。
- 平成30年に買い物の住民の移動ニーズを把握するため、毎月第4日曜日に買い物ツアーを開催。
- 令和元年10月に介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスDを益田市が創設したことを知り、移動手段確保にこの制度を活用しようと益田市へ相談し、協議を重ねる。

R2年4月 訪問型サービスDを開始

R3年4月 通所型サービスBを開始

運行サービスの概要

運行形態・事業内容	互助による輸送（道路運送法の許可・登録を要しない輸送）
運行区間又は区域(右図)	種地区～市中心部の医療機関等 種地区～種公民館（サロン送迎）
利用対象者	基本チェックリスト該当者と要支援1・2の方 ※総合事業の補助対象にはならないが、基本チェックリスト・要支援対象者以外の利用も可能
運行日・時間帯	月曜日～金曜日の9時～15時 水曜日はサロン送迎のみ運行
運行本数	予約に応じて運行
運賃又は運送の対価	一回あたり200円 移動支援サービスの利用料と別に、サロン参加料を100円/回受領



□ 運行体制

車両台数と保有主体	7人乗りのミニバン1台 種地区の地域運営組織の一つである「一般社団法人里山生活支援協会」が保有
運転者	3~4名
運転者確保の方法	運転者の募集情報を事前に提供した上で、住民ワークショップを開催して運転者としての協力意思をたずねるアンケート調査を実施
保険	一般的な車両保険に加入



写真：運行の様子

□ 地域の交通事業者との調整状況

- H30年に実施した買い物ツアーの参加者を対象としたアンケート調査において、ツアーへの参加により路線バス（石見交通・種線）の利用頻度が変化しなかったところ、大きな変化はなかった。
- 「道路運送法の許可・登録を要しない輸送」であるため、交通事業者との調整は特に行っていない。路線バスや乗合タクシーの運行に影響を及ぼすほど利用者は多くない。
- 火曜日と金曜日は「乗合タクシー千振・種線」が運行している。乗合タクシーの運行も継続してほしいため、運行日がなるべく競合しないようにしている。

□ 利用状況

- 一回当たりの利用者はゼロから最大5~6人。
- 1台の車両に乗り切れなかったことはない。

課題と今後の展開

- 活動の世話人（運転者）の確保が重要である。
- 運営主体を有限責任組織として法人化することが望ましい。そうすることで、益田市の「まちづくり活動特別補助金」の交付を受けられるようになり、車両の更新・増車費用等に充てることができる。
- 地域運営組織が車両を保有することで、災害時等の非常時の輸送にも対応することができる。
- キヌヤの店舗内でサロンを開催できるとよい。そういう空きスペースがないので難しいと思うが、そうした事例が県内にもある。
- 種地区と益田市中心部を結ぶ石見交通・種線が将来的に廃止されることを見据え、交通事業者と協働で地域の移動手段を確保する方法を模索したい。
- 訪問型サービスDの実施にあたり、ケアマネジャーによる認定とケアプランの作成をするには一定の期間が必要なため、余裕を持って準備する必要がある。
- 総合事業活用にあたっての手続きは、小回りの利く小集団の方が動きやすい。
- 訪問型サービスBでは、住民ボランティアが買い物代行や調理、ゴミ出し等の生活援助を行うことができる。世話人の人数を増やすことができれば、そういったサービスの展開も可能だが、現在の人員体制では手が回らない。当面はサロン活動に専念していく予定。



写真：サロンの様子

基本情報

運行形態・事業内容	道路運送法第4条(乗用)	交通空白地有償運送	福祉有償運送	4条ぶら下がり	訪問型サービスD	互助による輸送	その他
-----------	--------------	-----------	--------	---------	----------	---------	-----

地域の概況 (R2年国勢調査)	当該市町村		対象地域・地区	
	人口	高齢化率	人口	高齢化率
	32,846人	40.4%	1,575人	44.8%



□ 取組のポイント

- ① 各地区のまちづくり推進協議会を母体として、移動手段確保等の地域課題解決のための両地区合同の推進組織を設立
- ② 持続的な運行のために有償化と推進組織の法人化を検討
- ③ 移動手段確保の取組をきっかけに、草刈り等の住民ボランティア活動や合同防災研修会の開催といった他分野での地区間連携が強化

□ 取組の経緯

- 高齢者等の交通弱者の移動手段確保が課題となっていた久利地区では、久利まちづくり推進協議会が主体となり平成30年度に互助による輸送の試験運行を行い、平成31年4月から本格運行を開始した。
- 大屋地区では、地区内唯一の公共交通である路線バス（石見交通・久利大屋線）が令和3年3月末に廃止されることになり、移動手段を持たない高齢者等の代替交通手段の確保が喫緊の課題となった。
- そこで、以前がから学校を通じたつながりの強い両地区が連携して、久利地区で実施していた互助による輸送（デマンド型自治会輸送）を大屋地区に拡大し、2地区共同で実施することとなった。

H30年11月 久利地区での試験運行（翌年1月まで）

H31年 4月 久利地区での本格運行開始

R2年 11月 久利・大屋地区が県の「小さな拠点づくり」モデル地区に選定

R3年 1月 大屋地区での試験運行（同年3月まで）

R3年 4月 久利・大屋地区共同による運行開始

運行サービスの概要

運行形態・事業内容	互助による輸送（道路運送法の許可・登録を要しない輸送）
実施主体	久利・大屋地区小さな拠点推進協議会
運行区間又は区域(右図)	自宅と地区内及び大田市中心部の医療機関・買い物先
利用対象者	地区内の障がい者や75歳以上の高齢者、自家用車を保有していない等の条件を満たす住民
運行日・時間帯	月曜日、水曜日、木曜日及び金曜日（月・水は9時～14時、木・金曜日は9時～13時）
運賃又は運送の対価	ガソリン代相当の実費のみ負担



□ 運行体制

車両台数と保有主体	久利まちづくり推進協議会と大屋まちづくり推進協議会が保有する車両各1台、計2台
運転者	地区住民（各日1人が基本）
事前の利用登録	必要
利用方法	利用の前日15時までに電話予約
その他	大屋地区の運転者はターンの女性 久利地区の運転者は2～3名の登録があるが、ほぼ1名で対応



写真：運行車両
（出典：島根県「小さな拠点づくり事例集」）

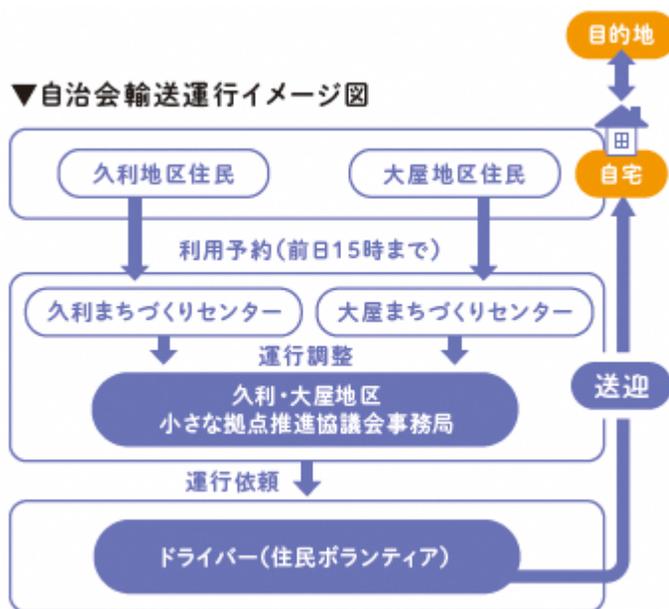
- H31年より久利地区単独での自治会輸送を開始していたが、ドライバーの確保や受付業務等の将来的な担い手不足が懸念されていた
- 共同運行の開始にあたり、大屋地区の広報誌等で周知を図るとともに利用希望者への説明会を開催し、声かけにより30代の若手ドライバーを確保
- 試行期間中には利用者やドライバーの意見をもとに、運行経路や日時・予約方法等の改善を重ねた

□ 利用状況(令和3年度実績)

- 利用登録者数は43名（久利地区24名、大屋地区19名）。
- 利用頻度の高い人は6～7人で、女性が多い。
- 利用目的は大田市中心部への買い物と通院が主である。
- 乗り合わせが発生することもある。

取組の成果・効果

- 路線バスの廃止から空白期間を生じることなく、住民の移動手段を確保することができた。
- 自宅の前までの送迎により、障がい者や高齢者の移動利便性が向上した。
- もともと繋がりの強かった地区間のさらなる連携強化に発展した。



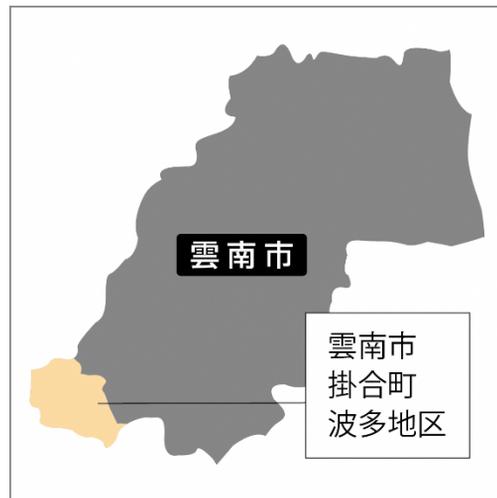
図：運行イメージ
（出典：島根県「小さな拠点づくり事例集」）

課題と今後の展開

- 一か所しか行くことができない、決まった目的地にしか行くことができないとなっているが、一度の外出で全ての用事を済ませたいので、決まった目的地以外の買い物先や医療機関にも送迎している。
- 今後も両地区での話し合いにより改善を図りながら、より効率的な運行システムの構築を目指す。
- 持続可能な仕組みとするため、有償運送への移行と推進組織の法人化も見据え検討を進めている。
- 既に連携して実施している自治会輸送だけでなく、「各地区で取り組む特産品の販売など、地域で稼ぐ方策も取り入れながら、その収益を生活交通などの運営経費に充てる仕組みづくりが課題である。
- 地域住民との交流による子どもの居場所づくりと見守り、高齢者等への買い物支援サービスの実施、多世代交流・多機能拠点施設の整備も課題である。

基本情報

運行形態・事業内容	道路運送法第4条	交通空白地有償運送	福祉有償運送	4条ぶら下がり	訪問型サービスD	互助による輸送	その他
地域の概況 (R2年国勢調査)	当該市町村		対象地域・地区				
	人口	高齢化率	人口	高齢化率			
	36,007人	40.1%	273人	55.7%			



□ 取組のポイント

- ① 持たない高齢者のための移動手段として、地区内の無料送迎を実施
- ② 主に、波多交流センター内「はたマーケット」への買い物の移動手段として活躍

□ 取組の経緯

- 島根県の中山間地域コミュニティ再生重点プロジェクト事業を契機に、「波多いろどりプロジェクト」を結成（平成20～22年度）し、地域を回って全住民のヒアリングを実施した。
- 車を持たない高齢者の方、一人暮らしの方から、手軽に頼める交通機関があれば嬉しいとの要望を受け、本事業を活用して車両を導入し、平成21年度から「たすけ愛号」の運行を開始した。

H29年10月 無償による試行運行開始

H20年 9月 波多いろどりプロジェクトを結成

H21年 6月 全住民を対象としたヒアリングを実施

H21年10月 たすけ愛号の導入・運行開始

H26年10月 交流センター内に「はたマーケット」オープン、送迎開始

運行サービスの概要

運行形態・事業内容	互助による輸送 (道路運送法の許可・登録を要しない輸送)
実施主体	波多コミュニティ協議会
運行区間又は区域(右図)	波多地区～雲南市掛合町中心部
利用対象者	地区住民
運行日・時間帯	毎日
運行本数	予約に応じて運行



□ 運行体制

車両台数と保有主体	軽自動車1台 (島根県の中山間地域コミュニティ再生重点プロジェクト事業で導入)
運転者及び人数	地区住民(約30名)



□ 利用状況(令和2年度実績)

利用登録者数	1,496人
延べ利用者数	54人
年間運行日数	251日
平均乗車人数	5.9人/便

- 車両は島根県の中山間地域コミュニティ再生重点プロジェクト事業で導入。
- 事業終了後、法人格(認可地縁団体)を得た波多コミュニティ協議会で車両を取得。



写真：運行車両

取組の成果・効果

- 平成21年度に「利用したい」と回答した人数：119人
- 平成25年度の延べ利用者数：511人
- 平成30年度 マーケット開店後の延べ利用者数：8,973人
- 利用用途：マーケット(47%)、交流センター(15%)、温泉(12%)、診療所、バス停、知り合い宅、ATMへなどの送迎

課題と今後の展開

- 車検や修理代、保険料など維持費が嵩む。また、車両の定期的な更新も必要。
- 今後も安定的な運営を行うため、新たな財源の確保が必要。
- 区内を運行する市のデマンドタクシー等の公共交通を含めて、波多地区全体の交通網のあり方を引き続き検討していく。

基本情報

運行形態・事業内容	道路運送法第4条	交通空白地有償運送	福祉有償運送	4条ぶら下がり	訪問型サービスD	互助による輸送	その他
地域の概況 (R2年国勢調査)	当該市町村		対象地域・地区				
	人口	高齢化率	人口	高齢化率			
	4,577人	46.2%	191人	49.7%			



□ 取組のポイント

- ① 島根県の補助事業を活用し、運行方法や運送の区間等の具体的な運行計画を作成
- ② 平成21年8月の運行開始から、互助による輸送（道路運送法の許可・登録を要しない輸送）を継続

□ 取組の経緯

- 平成20年8月に、谷地区を運行していた町営バスの翌年度からの路線見直しが発表されたことを受け、車を運転しない住民が日常生活の移動に困る状況が発生。
- 飯南町から、島根県の「自治会等輸送活動支援モデル事業」の提案を受け、谷自治振興会に設置した「輸送活動運営会議」において検討を開始。事業に採択され、利用者や運行方法、運送の区間等を決定。平成21年8月より運行開始。
- 当初の運送の区間は、谷地区全域と、高速乗合バスや町営バスとの結節点である赤名バス停との間に限定していたが、利用者の要望を踏まえ、赤名地区の主要施設で乗降できるよう見直し。

運行サービスの概要

運行形態・事業内容	互助による輸送 (道路運送法の許可・登録を要しない輸送)
実施主体	谷自治振興会
運行区間又区域(右図)	谷地区全域と、赤名地区の主要施設(食料品店、役場、JA、山陰合同銀行赤名出張所、赤名バス停、スーパー等)まで
利用対象者	地域住民
運行日・時間帯	平日の8時半～18時 ※土日祝日は運休
運行本数	予約に応じて運行
運賃又は運送の対価	乗車一回あたり200円



□ 運行体制

車両台数と保有主体	島根県の補助を受けて飯南町が購入したハイエース1台（運行開始当初から使用）
運転者	15名（R3年度の実働約5名）
運転者及び人数	男性12名、女性3名の計15名 75歳を定年としている
運転者への報酬	運行実績に応じた謝礼（寸志）を渡している
事前の利用登録	不要
利用方法	利用の2日前までに電話予約



写真：運行車両

□ 地域の交通事業者との調整状況

- 赤名地区中心部での乗降場所を赤名バス停や主要施設に限定することで、バスやタクシーとの役割分担を図っている。
- 自治会輸送活動はボランティアで行っているものではないし、タクシーの代わりでもない。運行を続けていくためには、「せせらぎ号」の運営の仕組みを住民に理解してもらえるよう、利用者と運転者との間のコミュニケーションが重要である。

□ 利用状況(令和2年度実績)

- 利用者数はH21年度（8か月）が308人、H22年度は628人であったが、R1年度は208人、R2年度は139人まで減少。
- 利用者減少の理由は、人口減少のほか、年間100回程度利用していた方が施設に入所したこと等。
- R3年度はR2年度と同程度で推移。

課題と今後の展開

- 固定メンバーは全員60歳を過ぎており、次代の運転者の確保が課題。
- 自家用有償旅客運送の認定講習は「NPO法人たすけあい平田」で実施しているが、講習を開催してもらえるだけのまとまった人数がなかなか集まらない。
- 利用者数の減少や燃料費の高騰により、運転者への謝礼を今後も支払っていくことができるか心配。
- 「一日あたり〇円」といった固定額にする等、運転者への謝礼を今よりも充実できれば、運転者のなり手が増えるかもしれない。
- ボランティアで運転をしてもらうのは難しい。現在の仕組み（町からの委託料）では、運転者への謝礼が約3千円/日を超えると持ち出しが発生してしまう。
- 谷自治振興会は自治会輸送活動以外に主だった事業がないため、他の事業と絡ませにくい。何らかの収益事業があるとよい。
- 現時点で直ちに有償化することは考えていないが、課題解決の一つの手段として自家用有償旅客運送への転換も考えられる。

基本情報

運行形態・事業内容	道路運送法第4条(乗用)	交通空白地有償運送	福祉有償運送	4条ぶら下がり	訪問型サービスD	互助による輸送	買い物支援・移動販売
-----------	--------------	-----------	--------	---------	----------	---------	------------

地域の概況 (R2年国勢調査)	当該市町村		対象地域・地区	
	人口	高齢化率	人口	高齢化率
	54,592人	35.6%	156人	64.7%



取組のポイント

- 月に2回、自宅とスーパー「キヌヤ金城店」との間をジャンボタクシーが運行
- 小国公民館が前週の金曜日までに予約をとりまとめてタクシー事業者へ配車を依頼
- 運行には付添人を1~2人配置し、乗車・降車の確認やスーパー内での買い物支援を行う

取組の経緯

- 地区内の公共交通は石見交通のバスが朝1便と夕方2便だけで、市で行うデマンドタクシーも、小国より広島寄りの奥にある波佐診療所に行く便しか無い状況であった。
- 普段の買い物等の行動についてアンケート調査を実施し、「一人では買い物に行けない」「バス停まで行けないのでバスに乗れない」等の課題があることが判明。
- 互助による輸送等も検討したが、運転者になりうる人材がいらないという現状から、地区の負担が少なくなるよう、タクシーを使った買い物支援を開始した。

R2年9月 運行開始（住民の利用負担無し）
R4年1月 往復一回の利用につき500円を収受ことに変更

運行サービスの概要

運行形態・事業内容	タクシー（乗用）への乗り合わせ 小国まちづくりセンターが予約を兼ねてタクシー事業者へ配車を依頼
実施主体	浜田市 ※運行はタクシー事業者
運行区間又は区域(右図)	小国地区からキヌヤ金城店まで
利用対象者	地区住民全員 ※年齢や身体状況等の制限無し
運行日・時間帯	毎月第2水曜日と第4木曜日の午前中
運賃又は運送の対価	往復500円 敬老乗車券の利用が可能



□ 運行体制

車両台数と保有主体	(有) 浜田ハイヤーが保有する9人乗りのハイエース
運転者及び人数	運行事業者の乗務員(約2人でローテーションを組み運行)
事前の利用登録	不要
利用方法	前週の金曜日までに小国まちづくりセンターへ電話予約
その他	小国まちづくり委員会・福祉部会の部会員の付添人が1人同乗し、買い物支援を行う 付添人は乗降介助をすることもあるため、傷害保険に加入 付添人への報酬は2,000円/回



写真：運行車両

- 基本的にはドアツードアであるが、降雪時は走行できる県道と自宅との間を「小国まちづくり委員会」が送迎。(実費は利用者が負担)
- 第3土曜日には、地区で開催される催し「もやい市」への送迎も実施。

□ 地域の交通事業者との調整状況

- 金城地域内のタクシー事業者の廃業に伴い、現在の運行事業者と調整して運行を開始。
- バス事業者の反対意見は無かった。自宅からバス停まで距離があることをうまく埋められるのはタクシーしかないため、タクシーが無くなるとバス事業者も困るという共通認識のもと事業を推進した。

□ 利用状況(令和2年度実績)

- R2年9月からR3年2月までの間に10回運行し、延べ84人が利用。
- 一人でも予約があれば運行するが、これまで利用者がなかったことはない。
- 利用頻度の高い人は10名程度。
- 買い物先での購入額は不明だが、毎回買い物カゴいっぱいで購入する人が多い。店舗のメリットも大きい。
- 荷物が重くて運べない際には付添人が支援するため、気兼ねなく買い物ができる模様。



写真：運行の様子

取組の成果・効果

- 地域住民の移動利便性が向上。
- 利用を増やすため、まちづくり委員会が作成したチラシを全戸配布している。チラシで買い物タクシーの事を知って、免許返納をした人もいる。

課題と今後の展開

- ジュンテンドー浜田店など、金城地区に無い店舗への運行
- 持続的な財源の確保

基本情報

運行形態・事業内容	道路運送法第4条	交通空白地有償運送	福祉有償運送	4条ぶら下がり	訪問型サービスD	互助による輸送	買い物支援・移動販売
地域の概況	当該市町村		対象地域・地区				
(R2年国勢調査)	人口	高齢化率	人口	高齢化率			
	11,849人	43.3%	609人	42.5%			



取組のポイント

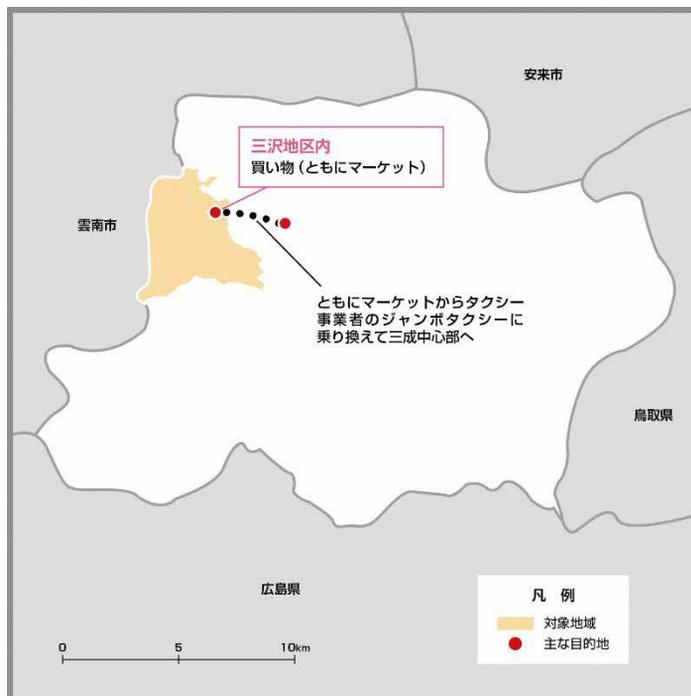
- ① 地区唯一のスーパーの閉店を受けて開店した地域マーケット「ともにマーケット」の運営に加えて、移動販売車（ともに号）や移動サービス（お試し乗合便「さんさん号」）といったサービスを展開
- ② 移動や買い物に関する生活課題を地域のNPO法人が主体となって様々な事業を展開することで解決

取組の経緯

- 平成30年4月のNPO法人設立前から、コミュニティスペースの運営や地域活性化イベントの企画・運営等の地域づくり事業を展開。同年11月から有償の助け合いサービス「たすけあいともに」、12月から訪問介護事業「訪問介護ともに」を開始。
- 三沢地区内唯一のスーパーの閉店を受けて、同店舗の跡地へ居抜きで令和3年7月に地域マーケット「ともにマーケット」を開店。同年9月から地域食堂「ともに食堂」の営業を開始。
- 令和10月から、各集落から「ともにマーケット」までの移動手段（お試し乗り合い便「さんさん号」）の運行を開始。

運行サービスの概要

運行形態・事業内容	互助による輸送 (道路運送法の許可・登録を要しない輸送)
実施主体	みざわ小さな拠点づくりの会 (三成地区の「三成郷づくりの会」との共同事業)
運行区間又は区域(右図)	自宅と「ともにマーケット」の間を「みざわ小さな拠点づくりの会」が輸送し、「ともにマーケット」と三成中心部のスーパー・JA・役場等の間をタクシー事業者がジャンボタクシーで輸送
利用対象者	地区住民
運行日・時間帯	毎月第2・第4火曜日 ※R3年度の運行期間はR3年10月からR4年3月まで
運賃又は運送の対価	片道500円



□ 運行体制

車両台数と保有主体	「NPO法人ともに」の保有車両1台（ワゴン車）と、「三成郷づくりの会」の用意した個人所有の軽自動車各1台
運転者	実施主体のスタッフ
利用方法	利用の前日までに電話予約
その他	電話予約の受付は、他の事業との連携や住民の利用しやすさ等を鑑み、「NPO法人ともに」が担当



写真：移動販売車

□ 地域の交通事業者との調整状況

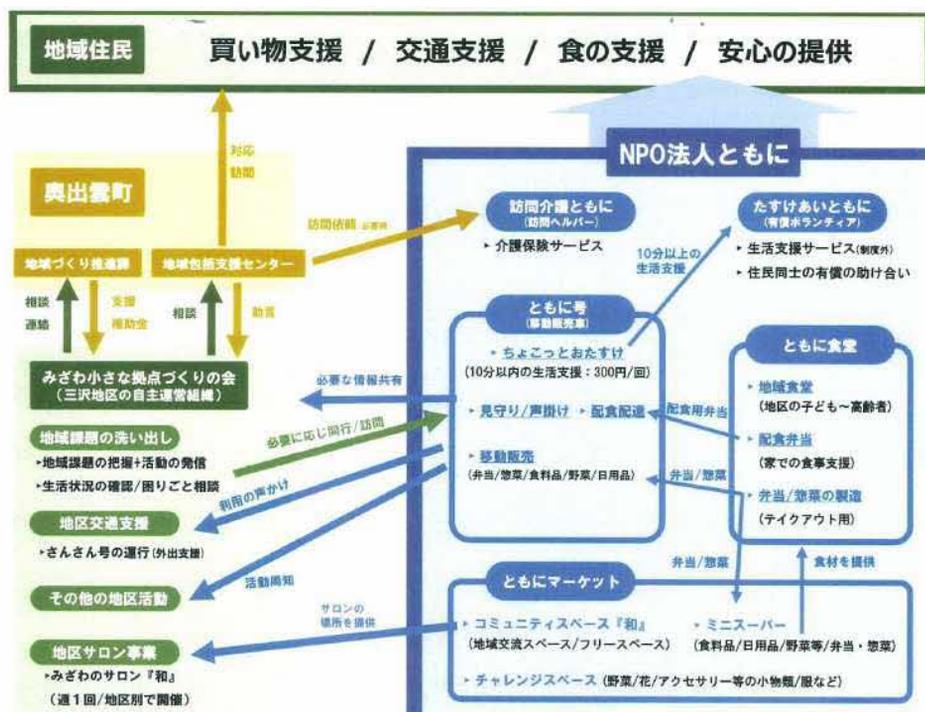
- R2年度はドアツードアで町中心部まで無償で運行していたが、町内のタクシー事業者との兼ね合いがあり、R3年度から地域を限定して運行するようにした。

□ 移動販売車と地域マーケットの概要

- 移動販売車「ともに号」は、毎週火曜日と木曜日の10時～17時に運行。希望者の自宅（約30軒）を週1回訪問。
- 移動販売車「ともに号」の運行時には、「みざわ小さな拠点づくりの会」のスタッフが同行し、利用者との会話や地域住民への声掛け等の見守り活動を実施。
- 地域マーケット「ともにマーケット」は、毎週火曜日と木曜日の11時半～18時に営業。木曜日は、高齢者向けの地区サロン事業「みざわのサロン『和』」も開催。

□ 利用状況(令和2年度実績)

- R2年度は毎日1回午前中に運行していたため8～9人/日の利用があったが、R3年度は1～2人/日。



図：事業イメージ

課題と今後の展開

- 自家用車や運転免許を持っていなくても住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう、「生活の足」の確保に関する課題を支え合い活動や移動サービスにより解決したい。
- 移動販売の目的は地域をつなげることである。一日あたり約5万円、一か月あたり約100万円の売上がないと事業として続けていくことは難しいが、現在はそこまでの水準にない。

＜制作・編集＞

島根県地域振興部交通対策課

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

令和4年3月31日発行